

研究所 月報 2025.12

今年4月にさかのぼって変更

通勤手当の非課税限度額

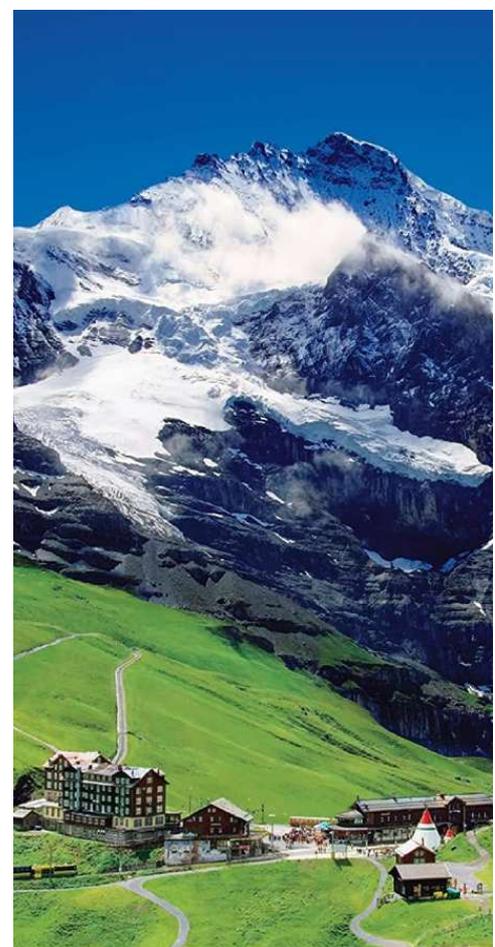
会社が従業員に支給する通勤手当は、通勤方法や通勤距離に基づき、所得税が非課税となる取扱いがあります。この非課税となる額（非課税限度額）については、法令でその範囲が規定されていますが、2025年8月7日に国家公務員の給与の改善に係る令和7年人事院勧告が行われ、2025年4月1日以降の措置内容として自動車などの交通用具使用者に対する通勤手当の額の引上げが勧告されました。

そして、11月19日の官報により改正所得税法施行令が改正され、予定通り変更となりました。

片道の通勤距離	1ヶ月当たりの非課税限度額	
2km未満	全額課税	
2km以上10km未満	4,200 円	4,200 円
10km以上15km未満	7,100 円	7,300 円
15km以上25km未満	12,900 円	13,500 円
25km以上35km未満	18,700 円	19,700 円
35km以上45km未満	24,400 円	25,900 円
45km以上55km未満	28,000 円	32,300 円
55km以上	31,600 円	38,700 円

遡及適用は「2025年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」が基準になります。たとえば、4月10日に3月分の通勤手当を支給（給与規程に従って支給）していた場合、「2025年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」に該当し、改正後の非課税限度額が適用されます。

もし、改正後の非課税限度額を適用した場合に過納となる税額がある場合には、2025年の年末調整の際で精算する必要があります。



通勤手当の非課税限度額の引上げに関するQ&A

■改正後の非課税限度額は、いつから適用されるのですか。

令和7年11月20日に施行され、改正後の非課税限度額は、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

■「令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」とは、どのような通勤手当のことをいうのですか。

「令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」とは、それぞれ次に掲げる日が令和7年4月1日以後のものをいいます。

- ・契約又は慣習等により支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその支給を受けた日
- ・給与規程の改訂が既往に遡って実施されたため既往の期間に対応して支払われる新旧通勤手当の差額に相当する通勤手当（令和7年4月1日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）で、その支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその改訂の効力が生じた日

■令和7年4月10日に令和7年3月分の通勤手当を支給（給与規程に従って支給）していた場合、この通勤手当については、改正後の非課税限度額が適用されますか。

お尋ねの通勤手当については、令和7年4月10日が支給日であり、「令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」に該当しますので、改正後の非課税限度額が適用されます。

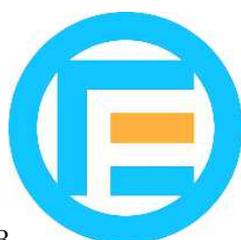
■令和7年3月10日に令和7年4月分の通勤手当を支給（給与規程に従って支給）していた場合、この通勤手当については、改正後の非課税限度額が適用されますか。

お尋ねの通勤手当については、令和7年3月10日が支給日であり、「令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」には該当しませんので、改正後の非課税限度額は適用されず、改正前の非課税限度額が適用されます。

ひらたコラム

先月もお知らせいたしました、弊所は事務所を移転いたしました。変わらず一人でやっておりますので事務所を空けることも多く、基本的にはご来客を前提としない事務所ではありますが、事前にお知らせいただけましたら対応は可能です。今後とも倍旧のご支援ご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

そんな慌ただしい中ですが、三宅島に行ってきました。三宅島ってどこ？ ですよね。ぜひGoogleマップに尋ねてみてください。火山と風と暮らす島。私にとってとてつもない非日常で、大変貴重な経験をして参りました。やはり「体験」は何よりも大切です。でも本当に遠かったから（東京までが）、やっぱり一生に一度かな。とかいって来年も行く？ ここ最近、記憶喪失がすさまじい…！



発行/2025年11月28日 第164号
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか
733-0842 広島県広島市西区井口1-16-33-104
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
Mail info@tairaken95.com
URL http://tairaken95.com

